20220315【総領事館からのお知らせ】「在留届」、「変更届」、「帰国・転出届」の提出について(お知らせとご協力のお願い)

【ポイント】

日本人が、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する場合、その居住地等を管轄す る日本大使館又は日本総領事館に「在留届」を提出することが義務付けられています(旅券 法第 16 条)。

【本文】

1 日本人が、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合、旅券法第16条の規定により「在留届」を提出することが義務付けられています。「在留届」を提出いただくことにより、緊急事態が発生した場合には、日本国大使館や日本総領事館よりメールによる通報や迅速な支援が受けられます。また、住所変更や同居家族の帰国等、在留届の記載事項に変更が生じている場合は「変更届」を、日本へ帰国される場合や第三国への転出される場合は「帰国・転出届」を提出してください。これらの届出は、在外公館窓口に加え、オンラインで提出することも可能です。

2 年度の変わり目には、多くの方が新たに海外に赴任されたり、日本に帰国又は第3国に 転出されたりします。皆様の周りで、当地で新たに生活を開始されたり、日本に帰国又は第 3国に転出される方で、当館に届出を提出されていない方がいる場合には、ご提出いただく よう周知いただければ幸いです。

○オンライン在留届/ORR ネット: <u>https://www.ezairyu.mofa.go.jp</u>
○在留届: https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html

《この e-mail アドレスは、配信専用です。このメッセージに返信いただかないようお願い いたします。》

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動 的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止 されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安 全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3 か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますよう お願いいたします。 (問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: <u>https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>